

## 宅内排水設備工事のお申込は、指定工事店へ…

市では、排水設備の設置やトイレの水洗化改工事を適切な価格と良心的で安心できる施工を行っていただけるように「鎌ヶ谷市排水設備指定工事店」を定めています。指定工事店は法律や条例で決められた基準に合った設備をつくるために必要な技術を習得しているとともに、

### 1 供用(処理)開始公示

市の下水道工事が終了すると市から下水道処理区域として公示があります。公示された区域以外は排水設備工事はできません。



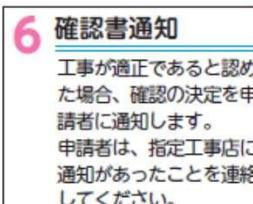
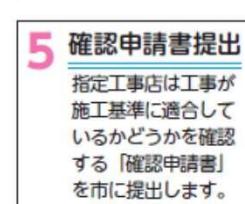
### 2 設計・見積

指定工事店は実態を調査したうえ、設計・見積をします。



### 3 確認申請書提出

指定工事店は工事が施工基準に適合しているかどうかを確認する「確認申請書」を市に提出します。



### 4 契約

内容をよく確かめて、契約します。



### 7 施工

工事はおよそ2日程度で終わります。

### 8 完成



### 9 工事完了届及び使用開始届提出

工事完了届及び使用開始等届を市に提出します。

## 工事はこんなに簡単です…

水洗トイレへの改造を含め宅内改工事に必要とする日数は、約2日程度です。簡単な工事をするだけで、さわやかな生活があなたのものになります。

工事の手順は以下のとおりです。

あらかじめ、市の指定工事店と打合わせをしてください。  
指定工事店が設計、見積りをしたのち、工事日を決定します。



### 11 使用開始

さあ、きょうから自然とくらしをクリーンアップ



### 10 完了検査

市の検査員が派遣され、検査を行った後、検査済証を交付します。

(ご注意) 指定工事店以外の人が工事したものについては、工事完了後の市の検査も受けられず、工事費の助成制度も、ご利用できなくなります。また、この工事は、無効となり、やり直していただくようになりますので、ご注意ください。

(お願い) くみ取り便所からの改工事が終了しましたら、遅滞なくくみ取り廃止の届出を行ってください。

工場、病院、レストラン、ガソリンスタンド等にあっては、除害施設の設置その他について、あらかじめ下水道課にご相談ください。

工事は、日常生活の支障のない、外部工事から開始して、最後に便槽の取りこわしや水洗便器などの取付けの内部工事を行います。  
工事中、トイレが使用できないのは半日程度です。

台所や浴室の排水には、トラップ(防臭装置)をつけます。また、くみ取り便槽は、きれいにくみ取って洗ったのち、底に穴をあけ、土砂で埋めます。



トイレ等の改工事にかかる費用は――

トイレを水洗化する場合、工事の規模などによって異なりますが、一応の目安として次のようにあります。なお、概算費用には床木工事の大工費用、タイル張工事などの左官費用などは、含まれません。

1. くみ取り式からの場合  
およそ35万円です。

2. し尿浄化槽式からの場合  
およそ25万円です。